

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第87回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年5月25日（金）14時30分～15時41分  
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、  
山下 東子、吉田 裕美子（以上6名）

第3 出席した関係職員等

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、  
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、荻原電気通信技術システム課長、  
情報流通行政局総務課 東課長補佐（事務局）

第4 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）につい  
て【諮問第3101号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役  
務の基準料金指数の設定について【諮問第3102号】

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3104号】

イ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3105号】

## 開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第87回を開催いたします。

本日、委員8名の内、6名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）について

【諮問第3101号】

○新美部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項2件と諮問事項2件でございます。

まず初めに、諮問第3101号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）について、ご審議願いたいと存じます。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、本年3月23日開催の当部会におきまして審議を行い、3月24日から4月13日までの間、意見募集を行い、その結果を公表するとともに、4月18日から5月1日までの間、再意見募集を実施いたしました。

それらの結果を踏まえ、5月22日の接続委員会において調査・検討を行っていただいたところでございます。本日は、接続委員会の関口主査代理より、委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思います。

それでは、関口主査代理、よろしく願いいたします。

○関口専門委員 接続委員会主査代理の関口でございます。本日、座長からご説明いただきましたように、相田主査がご欠席のため、私のほうから接続委員会の報告をさせていただきます。

まず、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備

に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）につきまして、資料87-1に従いまして説明させていただきます。

本件の概要につきましては、ちょっとページをめくっていただきますが、62ページ以降に具体的な記載がございます。平成30年2月26日公布の電気通信事業法施行規則等の一部改正等及び例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、平成30年度の実績原価方式を適用する接続料、手続費等の改定等、加入光ファイバに係る接続料の改定、次世代ネットワークに係る接続料の新設・改定等を行うため、接続約款の変更を行うものでありまして、本件につきましては、部会長から先ほどご紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。第1回は3月24日から4月13日まで、再意見募集につきましては、4月18日から5月1日まで実施しました。

寄せられた意見を踏まえて、5月22日に開催いたしました接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。1ページの報告書をご覧いただきたいと思いますが、1にございますように、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可に関して、今般申請されている接続料に算入される調整額につきまして、繰延税金資産を自己資本から圧縮した資本構成比を用いて算定し、接続料が再算定された場合には、認可することが適当と認められるとの報告をさせていただきます。

また、報告書の2に示しましたとおり、総務省に対して、1ページから2ページにまたいでおりますが、3点の項目について要望することとしております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書別添として3ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省よりご説明いただけることですので、よろしく願いいたします。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。ご説明させていただきます。

今、関口主査代理からご紹介いただきましたように、資料87-1の3ページ以降で、寄せられた意見を概ね18の項目に分類し、整理しております。意見及び再意見、それに対する考え方ということで、接続委員会でまとめていただいたものでございます。ご紹介させていただきます。

3 ページ目、意見 1 としてございますけれども、これは、先ほど関口主査代理からご指摘いただきましたように、接続料の再算定が必要であるという結論の考え方のもとになったものでございます。

意見といたしましては、KDD I、ソフトバンクから寄せられたものでございまして、今般、報酬の計算の仕方の見直しを行っていただいておりますけれども、調整額について、この考え方がとられていないというのはおかしいのではないかというご意見をいただいているものでございます。

これに対しまして、NTT 東日本・西日本からは、既に認可された過去のやり方とも矛盾がないということで、このやり方でいいのではないかとご意見があったものでございます。

これに対する考え方というのが一番右側の欄でございます。調整額はどのような性質のものかというのを最初の丸で書いてございますけれども、新規設定の接続料の一部として設定されるということで、過去の接続料を直すというよりは、その収入と費用との差額関係を見て、改めて設定されるものだということを、最初の丸で言ってございます。

次の丸でございまして、そうすると調整額は、接続料を構成する他の要素と同様の考え方で算定される必要があるということでございまして、次のページにまたがりまして、3 つ目の丸でございまして、平成 28 年度の費用から、昨年 9 月 8 日付の報酬の算定の見直し方に係る指導文書で求められているやり方で適正化が図られる必要があるということを書いてございます。

4 つ目の丸でございまして、その際、この調整額を異なる取り扱いとする理由はないので、これについても同じような方法でやるのが適当ではないかということでございます。

それから、なお書きがございまして、こちらは、NTT 東日本・西日本からいただいた再意見についてのコメントでございまして、NTT 東日本・西日本からは、平成 27 年度と 28 年度の事例がご紹介されているわけですが、これも、調整額と接続料を、ほかの接続料の要素と違うやり方をやっているという意味では、ここも適正とは言えないので、これを先例とするわけにはいかない、ただし、この過去の例は、見直しをしてもしなくてもルールに適合するものであったということで、認可の取り消しまでは必要ないのではないかとございまして、今般のものは、見直しを行うことでルールに適合させるという目的のものでございまして、こちらは、調整額についても同じように厳正に見る必要があるということを書いてございます。

意見の2番目、9ページをご覧いただきたいと思います。こちらはソフトバンクからいただいたものでございまして、これも報酬の計算に関するものでございますが、自己資本利益率の設定において使われているリスクフリーレート、これは国債10年ものの平均利回りを充てるところになってございますけれども、この利回りがマイナスになっているので、報酬の算定においてもゼロではなくてマイナスとするべきではないかというご意見でございます。

再意見2はNTT東日本・西日本からの反論でございます。考え方2、結論から申しますと、ソフトバンクのご意見を採用しないということでございますが、過去にも同じような意見がございましたので、それを紹介した、最初の丸でございます。

次は10ページになりますけれども、2つ目の丸で、これに対する考え方をご紹介していますけれども、リスクフリーレートをマイナスと設定するとおかしなことになるということで、①と②の2つ挙げてございます。1つ目は、設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになってしまう。マイナスにわざわざ投資するということを想定しなくてはいけないということですね。それから、2つ目は、期待利回りがマイナスのものへわざわざ投資するという、想定しにくい投資行動を想定することになるということで、リスクフリーレートは0.00に設定することは許容されるべきであるということを書いてございます。

続きまして、意見3、11ページに参ります。中継ダークファイバの関係でございます。こちらは今般、接続料が値上げになっているので、これに関する意見がいろいろ出てございます。この上昇の要因の分析、それから透明性の担保、見通しをしっかりと持ちたいというご意見でございます。

こちらに関しての再意見、NTT東日本・西日本からのご意見がございましてけれども、12ページ目のところで、再意見の真ん中のなお書きのところで、NTT東日本・西日本における予見性を向上する観点からのいろいろな対応に関しては、ドライカップ、接続専用線等についてこれまで行ってきたけれども、中継ダークファイバについても検討していきますということをおっしゃってございます。

これに対する考え方でございますけれども、11ページに戻りますが、一番右側の欄をご覧いただきたいと思います。最初の1つ目のところで、中継ダークファイバというのは接続事業者の経営計画等に大きな影響を及ぼすものだということで、特に予見性の確保は重要であるということ、最初の丸で書いてございます。

2つ目の丸ですけれども、NTT東日本・西日本において、予見可能性の向上ということで、検討するというコメントをいただいていますけれども、これについて、今後、こういった中継ダークファイバのような接続料については、毎年秋に、接続料の再計算をNTT東日本・西日本はやっておられますけれども、そのときの報告にあわせて、ほかにも、これまで取り組んでいただいているような速報値みたいな扱いでこれをしていただくということかどうかということをもとめていただいています。

この中継ダークファイバの関係で、58ページをご参考に見ていただきたいと思いますけれども、別紙1となっているものでございます。これは過去の推移をグラフで表しています。平成25年度から30年度にかけて、確かに上昇傾向なところがございまして、その要因については、上のほうに低減要因と上昇要因で記載しておりますが、結局、上昇要因のほうが低減要因よりも勝っているから上がっているということをご書いておまして、直近のところと言うと、端的なところでは、伝送装置を新しくして、そのために伝送の効率が上がったということですね。そのために、NTT東日本・西日本において使っているファイバの量が減ったという需要減少の動向があります。あるいは、土木やケーブル設備の補修・除却というのにも影響しているということをご指摘いただいています。

そういった状況ですけれども、これについて、今のような予見性についての考え方で取り組んでいただこうかということを行っているわけでございます。

次の項目に移りたいと思いますが、意見4、23ページをご覧いただきたいと思いますが。こちらは光ファイバの分岐端末回線の扱い、償却済み比率の扱いについての見直しを求めた指導文書がございましたけれども、この対応が適切であるということで、KDDIからご意見をいただいています。

これについて、考え方4ですけれども、この指導文書を受けた扱いが適切だということをご、こちらでもコメントしているものでございます。

意見5でございしますが、今度は、光ファイバの耐用年数の見直しの関係でございします。これについて、ソフトバンクからご意見をいただいております、平成28年度実績による検証というか、情報の開示が求められるということをおっしゃっていただいて、NTT東日本・西日本から、真ん中の再意見5でございしますが、こういった取組をやっている。さらに、肝心の耐用年数の見直しについても、こういった取組を行っていくかということをご紹介いただいているということでございます。

考え方5では、耐用年数の見直しに力点を置いてまとめていただいております。24

ページをご覧いただきたいと思います。現行の耐用年数、経済的耐用年数を見直してから既に10年近く経過しているということに鑑み、NTT東日本・西日本においては、適正な推計方法についてさらに十分な検討を行い、設備の使用実態に合わせて、見直しに向けた取組を早急に行う必要があるということをおっしゃっていただいております。

2つ目の丸でございますが、総務省においても、この状況についてよく聴取していく必要があるのではないかとということをおっしゃっていただいております。

その次に参りますが、26ページの意見6でございます。こちらは、今般の省令改正を受けて行っていただきました、NGNのアンバンドルの関係でございます。KDDI及びソフトバンクから、これによって同等性・透明性を確保することが可能になったということで、賛同する旨のご意見をいただいております。

これに対する、真ん中のNTT東日本・西日本の再意見でございますけれども、1つは、総務省のほうで作成いたしました今般の申請内容の説明資料を見ると、これによって料金がかえってわかりにくくなったということがわかるということをご主張いただいております。それから、今回設定したアンバンドル料金を含めて、その必要性というのは今後検証していく必要があるというご意見をいただいております。

これに対する考え方6でございますが、27ページから実質始まりますけれども、最初の丸でございますが、失礼しました、これはコストドライバの見直しについてNTT東日本・西日本からご意見があったということについて言及するのを忘れましたが、今回はトラフィックで按分しているが、トラフィックだけではなく、いろいろなコストドライバがあり得るのではないかとということで検討していきたいということをおっしゃっております。

これに対する考え方ですけれども、考え方の最初のところでございますが、コストドライバの変更のような大幅な見直しの提案がある場合には、いろいろな方々の意見を十分参考にして、それから、オープンな場で検討を進める必要があるということをおっしゃっていただきます。

次の丸のところ、NTT東日本・西日本からの再意見に対するものでございますが、今般の接続料はわかりにくいものになったという論拠として、総務省の説明資料を挙げていただいていたわけですが、この総務省の説明資料は何かというと、昨年度の接続料と本年度の接続料はベースが変わったので、昨年度に合わせて比較を行ったという資料でございましたけれども、これでわかりにくくなったという論拠が不明であるということ

を言っています。

それから、その次のところで、NTT東日本・西日本からあったようなアンバンドルの機能の要否というのを検証していく必要があるということで、これはおっしゃる通りだと思いますので、実態を見ながら検討していきましょうというまとめ方をしています。

それから、意見7、28ページの下のほうでございます。網終端装置、インターネット接続を行うために必要である装置の一つでございますけれども、これをISPの請求などによって増設する場合に、どういう基準で判断するかということは今般まとめるということになってございます。これは接続約款と別に定めるとなっていますので、具体的な増設基準というのは、いろいろな事業者の意見を聞きながら定めてほしいというのが、意見7で挙げられているものでございます。

これに対しまして、NTT東日本・西日本の再意見では、ホームページでの開示等いろいろな取組を行う旨を言っています。

これに対する考え方でございますが、29ページの最初の丸でございます。NTT東日本・西日本において、増設基準については、各事業者や関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適切に定めていく必要があるということをおっしゃっていただいております。

これに関して、いろいろな事業者の方に理解をしていただくような形で、どういうふうな取組がされるかということについて言及されてございますけれども、これについて十分丁寧な説明がなされる必要があるというまとめ方を2つ目の丸で行っています。

3つ目の丸のところ、今回の基準の見直し後も、NTT東日本・西日本においては、引き続きいろいろな関係者の意見・要望を考慮しながら、実際のトラヒック状況等も考慮しながら、適時適切に基準を見直していく必要がある、それから、総務省においても継続的なフォローアップを行うことが適当であるというまとめをいただいております。

一番下の丸でございますけれども、こういった当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設されることが望ましいけれども、仮にそれがうまく機能しない場合には、紛争処理の手続もあるので、そういった場合には総務省で適切に対応してくださいというご注文をいただいているものでございます。

その次、35ページに参ります。意見8でございます。JAIPAなどから意見をいただいておりますけれども、この網終端装置の増設の関係でございますが、これまで増設を拒否されたことについて問題がなかったかということを経済産業省において調査をして、問題が

ある場合には適切な措置をすべきというご意見をいただいております。

それに対する再意見でございますが、真ん中のところです。NTT東日本・西日本からですが、要約のところの最後のほうをご覧いただきたいと思っておりますけれども、今後もISP事業者と十分な事前協議等を行っていきますということをいただいております。

考え方8でございますけれども、35ページ、右の欄の下のほうでございます。接続事業者からの個別の要望があった場合には、十分な協議を行って、誠実な対応が望まれるということでございます。

過去に、合理的な理由なく増設が行われないという事例があったというご主張がありましたが、そういったことがあるのであれば、これが現状でも解決していないのであれば、これは今般、増設基準をNTT東日本・西日本で見直すということなので、これで解決されることが望ましい。しかし、それでも事業者間でうまくいかないという場合には、各事業者は紛争処理の解決手段というのも使うことができるので、そういった場合には総務省においても適切に対応してくださいということをご指摘いただいております。

次に、意見9、38ページに参ります。先ほどまではPPPoE方式についてのご意見でしたが、今度は、IPoE方式でのインターネット接続の形態をとる場合についてです。閉門系ルータ交換機能で使われる設備についての費用負担を、従来、網改造料ということで個別負担になっていましたが、それを網使用料化していくということに今回なっているわけですが、これに関して、NGN IPoE協議会、VNE事業者の団体でございますけれども、こちらからのご意見でございまして、例えば、意見の要約の中の2)のように、接続を中止した事業者も、それまで使っていたものについて、中止したからといって終わるのではなくて、費用を負担するといった個別負担的な運用を継続してほしいというご意見がございまして。

これに対する反論というのが、真ん中の再意見、JAIPAからで、今般とられたのは経過措置でしたので、経過措置は最小限とすべきであり、早期に網使用料化すべきということ JAIPAとしてはご主張されたということでございます。

これについて、考え方9でございますが、本件接続料については、関係事業者の意見を聞きつつも、その中で、利用見合いで負担されていく。つまり、網使用料の考え方でやっていくように移行していく必要があるということで、基本的な考え方を述べているものでございます。

意見10、39ページの下の方になります。これも先ほどと同じNGN IPoE協

議会のご意見でございます。VNEとして接続する事業者の数が限られてくる可能性が非常に強いということで、例えば窓口等の情報開示や接続請求等を受けたときの対応の手続を定めるということが今般の接続約款の中で定められています。これについて、いろいろ対応を積極的にやっていきますということを述べていただいております。

これに関して、VNE事業者間の競争が促進されて、消費者にしっかりメリットが還元されているかということを見ていく必要があるということで、JAIPAからご意見をいただいております。

考え方10でございますが、本件の接続、あるいは卸役務提供が円滑に行われていくように、総務省においても関係事業者の協議等についてモニターを行ってくださいということをおっしゃっていただいております。

続きまして、40ページになります。意見11でございます。これもIPoE接続の関係でございますが、技術的な制約によって、16社までしか接続できないということがNTT東日本・西日本から説明されているということに関して、この16社の制限をなくすように措置を打っていかうということに関するものでございます。これについて、そういった検討に当たっては、既存事業者を含む当事者の合意を十分得ていくべきであるというご意見を、同じNGN IPoE協議会からいただいております。

これに対する反対のご意見として、必ずしも合意を前提とせず、双方の意見を聞きながらやってほしいということをおっしゃっています。NTT東日本・西日本からは、既存事業者を含む関係事業者と協議していきますということをおっしゃっていただいております。

考え方11でございますが、これについては、今年2月26日に総務省からNTT東日本・西日本に対して要請を発出しています。その中で書いていることで、数の上限についての見直しについて考えておいてくださいということですが、その要請の趣旨に照らして、IPoE接続が円滑に行われるようにするための方法というのを継続的に検討し、改善していただきたいということを言っていただいております。

42ページに参りたいと思います。意見12でございます。これは、優先パケット関係機能ですね。優先パケットに係る機能の関係で、IPoE接続を行う場合には、VNE事業者と接続申込事業者の間でしっかり合意の確認をとっていくべきであるということ、VNE事業者から言っていただいておりますが、これを補足するような意見が、再意見12の(2)ですけれども、必ずしもここで言ったような文書で何かを求めるとのことだけ

ではなくて、より効率的な実現可能な確認手段があれば、その採用はあり得ますと言っていると思います。あと、これに関連して、ネットワーク管理方針の関係で、KDDIからの賛成するコメント等が意見12の中には並んでございます。

これに関する考え方、一番右の欄になりますけれども、優先パケットの機能に関しては、円滑な利用を図られるように柔軟な対応を行う必要があるということをおっしゃっていますが、特に今回、NTT東日本・西日本のほうで、ネットワーク管理方針として上限を設けられたわけですが、これもあまり制限が強いようにならないかということ、各事業者の要望に応じ柔軟に見直しも検討してくださいということも含め、全般に運用の柔軟性についておっしゃっていただいたような考え方になってございます。

43ページに参りまして、意見13、これは県間伝送路の関係でございます。今般の接続約款においては、NGNの県間伝送路、これは第一種指定電気通信設備ではありませんが、第一種指定電気通信設備との接続と同様の手続をとるということにしているものがございますけれども、これについて賛同するご意見等をいただいています。加えて、要約は次の44ページにまたがりまして、接続料の算定についても、ある程度のルールを求める意見もいただいております。

これに対する反論的なご意見等をNTT東日本・西日本からいただいているのが、再意見13のところでございます。

考え方をまとめているところが、考え方13は、実際に始まるのは44ページ下のほうからですので、ここからご紹介していきたいと思っております。まず、第一種指定電気通信設備との接続に当たって不可避免的に経由しなくてはならないような県間通信用設備については、接続料・接続条件ともに透明性、公平性及び適正性というのが非常に大事であるということをおっしゃってございます。

45ページになりますけれども、これは、一方的にどちらかがその主張を述べるということでは確保されるものではないので、実質的な事業者間協議で、この条件の改善、あるいは適正性というのが確保されるということが行われればいいわけですが、そういうところに課題があるということであれば、どういった改善の仕方があるかということを検討する必要があるということをおっしゃっていただいております。

次に50ページの意見14をご覧くださいと思います。今度は、コロケーションの費用についての予見性が重要であるということですね。コロケーション費用も若干上がってきたりしているということで、予見性というのを確保したいということで、速報値の開

示をお願いできないかということソフトバンクからご意見をいただいています。

コロケーションについては、1局ごとに異なる料金を算定して立てているので、速報値を出すというのはそう簡単でない部分もあると思うのですが、しかし、予見性向上の取組をやっていきますということNTT東日本・西日本に言っていたのが再意見14でございます。

考え方14でございますが、一番右側の欄をご覧いただきたいと思います。既にNTT東日本・西日本のほうでは、予見性向上のための取組というのは一定進捗が行われている。あと、もう少し改善するものはないかということさらに検討してくださいということ総務省から求めてはどうかという考え方でございます。

続きまして、51ページで、意見15でございます。コロケーションのいろいろな条件が改善された、例えば、コロケーションがなかなかできないような場所において、それを対応するやり方、バーチャルコロケーションと言われることがありますけれども、そういったものが、今般の接続約款で条件が設けられましたので、これを評価するご意見をKDDIからいただいております。

これに対して、考え方15でございます。51ページ右側で、NTT東日本・西日本において、各事業者の意見を踏まえた改善の取組が行われていて、これは高く評価されるものなのではないかということ言っていたでございます。そして、今後もいろいろな意見を十分参考にしながら、継続的な改善ということが期待されるということを書いてございます。

53ページをご覧いただきたいと思います。今度は、スタックテストの関係です。接続料と利用者料金水準の関係を検証する試験でございます。意見16として、KDDIからご意見が出ておまして、①、②と、大きく2つに分かれています。要約でありますけれども、スタックテストの算出方法で、これはどうなのかとわからないところがあるというご意見が①です。これについて、再意見のほうでNTT東日本・西日本から、この点については、公表資料を修正していくというご回答をいただいております。

それから、②で、また意見16、左の欄に戻っていただきますが、加入電話・ISDN通話料、ひかり電話の関係で、比較している小売料金の接続料の幅が一致していない。どうということかという、NTT東日本・西日本以外に着信するものが利用者料金収入には含まれているのではないか、つまり、他の事業者へ接続料を払う通話部分があるということですね。ここは、利用者料金収入はそこが含まれていて、それに対する接続料はないと

いうことを言っていたいただいております。これに対して、NTT東日本・西日本からは、そういった指摘に対して、利用者料金収入について、NTT東日本・西日本に着信しないときとするときを分けることは、厳密に精緻にやるのは非常に大変だということでご説明いただいております。

これに対する考え方です。考え方16であります。最初のKDDIの意見の①の関係においては、NTT東日本・西日本の再意見でみずからおっしゃっているように、不明確な資料の表記というのを改めてくださいということをまず言っています。

②について、これは、54ページのところですけれども、真ん中あたりのところ、NTT東日本・西日本に着信するものとそうではないもの、この通話を区別がされれば、1つやり方がありますが、区別されていないという中では、料金に対応する接続料、これは結局、NTT東日本・西日本の接続料ではなく、ほかの事業者の接続料になりますけれども、これを含めて検証を行うということが必要になってきますということで、この検証の見直しについて、総務省から要請を行ってくださいというのを言っています。

それから、なお書きでは、その場合具体的にどうなるのかということを経済省自身で検証してみようということで、この検証をやった内容が、59ページに別紙2として入っております。こちらをご覧いただきたいと思っております。

ここに黄色で囲ってありますけれども、ここでやった検証で、通話料収入のベースと接続料のベースをそろえて比較した場合、やり方として、市内・市外通信だけでやるもの、それ以外を含むもの、両方のパターンをやっておりますけれども、いずれにしても結論としては、右側のところで、20%の水準は超えているということで、こういった検証は総務省でもやっておりますということでお示ししています。

55ページに戻っていただきますと、こういったことは、検証は必要だということでやりました。その結果についてもクリアしていますということをご紹介します。

考え方17と18で、それぞれ個人の方からいただいているご意見でございます。

意見17、55ページの下の方でございます。光ファイバのサービスのビジネスタイプ、これは小売のサービスということだと思いますけれども、これがいわゆるシングルスター方式、つまり、分岐しないで1芯で直結するやり方の提供形態にすべきだというご意見で、これは、そういったサービスを受けようと思ったところ、実際には分岐回線を使っていたのが非常に残念である等のご意見をいただいております。

これについて、右側の考え方17ですけれども、設備の構成というのが効率的であるべきですが、サービス内容についての十分な情報提供というのが、利用者の方には理解いただくようにやるのが望ましいというまとめ方をさせていただいております。

最後、57ページに参りますけれども、これも個人の方のご意見でございまして、算定根拠のデータに古いデータがあるのは誤りではないかということでございます。

どのデータを指しているかというのが、ちょっとわからないんですけれども、確かに、当年度と違う過年度の会計結果を使って算定していることは事実ですので、それをおっしゃっているのかもしれませんが。ということであれば、実績の原価を使ってやるので、これ自体は法令の要請に従ったものですということでコメントをさせていただいております。

長くなりましたが、そういった18点の考え方をまとめて、報告書案の1ページに戻っていただきますと、記の1、これは先ほどの調整額に係る報酬についての見直しについて、この再算定があった場合には認可をすることが適当である旨のまとめをいただいております。

記の2は、要望事項として、先ほどご紹介いたしました考え方の番号で3番、14番、16番に沿った形で、ご要望いただくということになってございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○新美部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言いただきたいと存じます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　　中継ダークファイバ接続料の上昇に関する11ページの意見3になります。

意見のところを見ると、①で、上昇の要因について透明性、納得性の確保をしたいという意見。2つ目は、予見性を確保したいという意見。考え方のほうを見ると、予見性に関しては、いろいろ対応し改善しますということが書いてありますが、要因の透明性とか納得性に関しては、まだ課題が残っているのかなと思います。その辺、どうお考えか、確認したいと思います。

○新美部会長　　それでは、事務局のほうからよろしくお願いします。

○藤野料金サービス課長　　確かに、予見性のところに少し重点を置いたような形の取りまとめをいただいているかと思いますが、内容の納得性というか、適正性のところで、予見性を確保するため速報値の公表をさせていただくときに、そういった説明もやっ

ていただくような形で要望していくよう総務省で対応させていただこうと思います。ありがとうございます。

○新美部会長　よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大谷委員、お願いします。

○大谷委員　非常に多数のご意見が寄せられたところを丁寧に整理していただきまして、ありがとうございました。

それぞれの示されている考え方などについては、特に異議があるというものではございませんけれども、2つほどコメントさせていただきたいと思います。

具体的には、意見7の関係で、網終端装置の増設基準に関するところですが。資料でいきますと、29ページから30ページになるかと思えますけれども、やはり寄せられている意見としましては、増設基準については、トラフィックとか通信量の状況というのに即したものにはなっていないということでの指摘を多数いただいているものと思います。

実際に、トラフィック量を踏まえた増設基準になっていないということは、事業者間の問題にとどまらず、利用者にとっても不便な状況が続く、あるいは、契約などの減少につながっていきかねないことだと思っておりますので、考え方に示されているとおり、実際の通信量の状況を踏まえた増設基準の改善ということを積極的に取り組んでいただければと思っております。

それから、2つ目は、意見13ということで、県間伝送路についてのご意見が寄せられているところで、ページとしましては、資料の44ページから45ページあたりということになります。

こちらについては、非常に意見、再意見が対立している状況にありまして、県間伝送路そのものの性質ということについて、特にNTT東日本・西日本のご回答があるところですがけれども、この場合は、県間伝送路全体としての一般的な性質とか、それが非指定設備であるということが重要なのではなく、やはり対応において、接続で不可避免的に経由されているものというものの、実態を踏まえますと、やはり接続料ですとか接続の条件については、透明性、公平性、適正性というのはとても重要だと思っております。

この間、事業者間でもさまざまな協議が行われたと耳にしておりますけれども、今後、十分な改善がなされない場合には、ルール化についても検討していくことが重要だと思われまますので、ご意見として申し上げました。

以上でございます。

○新美部会長　　ありがとうございます。

コメントを2点いただきましたが、事務局のほうからございましたらお願いします。

○藤野料金サービス課長　　ありがとうございます。今いただいたご指摘は2つですが、最初の意見7の関係は、トラヒックではなくて、セッション数を重視したような増設基準がとられていたというものに関して、トラヒック重視にすべきというご意見がいろいろあったと思います。確かに、セッション重視というのは、どれぐらいの自分の収入があるかというところが重視されているかもしれません。トラヒックはむしろ設備の増強の必要性とかなり直結すると思います。どういう増設基準であるかというのは見ていこうと思えますけれども、このトラヒックというのが軽視されてはいけないという観点から、見ていこうと思っております。ありがとうございます。

それから、2つ目にいただいたご意見で、県間伝送路のところでございますけれども、おっしゃられるように、これが実際に指定設備になっているか、あるいは、いわゆる不可欠設備であるかということよりは、確かに今回、なぜこれが注目されているか、重点を置いた見方をしているかという、この県間伝送路を使うのは、第一種指定電気通信設備との接続において不可避的になっている部分があるというのはまさにおっしゃるとおりでございます。そういった見地から、協議において、確かにかなり改善されているところはこれまでであり、これが引き続き改善されていくようになればいいわけですが、そうじゃないような場面がもし出てくるのであれば、ルール化についても検討していくということで、ご指摘いただいた形で対応していこうと思えます。ありがとうございます。

○新美部会長　　ありがとうございます。

ほかに、ご意見やご質問がございましたらお願いします。

どうぞ、関口委員、お願いします。

○関口専門委員　　県間伝送路につきましては、今、第2のほうの料金に関してなんですけれども、自前で設備を投資している県間伝送路と、それから、他社から調達している伝送路がございまして、その比率は東と西でも違ったりするということですし、特に他社から賃貸している場合の伝送路の料金につきましては、貸し主に下げてもらわないといけないという状況もありますから、少し時間をかけて、そういった賃借物件についても、どういう根拠で賃借料設定をしているのか等、さらに今後も検討が必要だと思いますので、自社物件と違って、早急にルール化ということにはならないと思います。

○新美部会長　ありがとうございます。実態上、かなり複雑なところもあるということですので、慎重に検討していきたいと思います。

ほかに、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

それでは、他に意見がございませんようでしたら、いただいたご意見等はいずれも答申案を是とした上でのコメント、あるいは、今後の取組方についてのご意見だったと思いますので、諮問第3101号につきましては、お手元にございます答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　それでは、案のとおり答申することにしたいと存じます。どうもありがとうございます。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3102号】

○新美部会長　続きまして、諮問第3102号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について、審議をいただきたいと存じます。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年3月23日開催の当部会におきまして審議を行い、3月24日から4月23日までの間、意見募集を実施したところでございます。

その結果を踏まえまして、基本料等委員会におきまして調査・検討を行っていただいたところでございます。本日は、同委員会の関口主査より、委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと存じます。

それでは、関口主査、よろしく願いいたします。

○関口専門委員　基本料等委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。資料87-2の2ページ目をご覧いただきたいと思います。

本件は、電気通信事業法第21条に基づきまして、特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して、平成30年10月から平成31年9月まで適用する基準料金指数の設定を行うものでございます。

具体的な内容といたしましては、平成30年10月1日から適用される基準料金指数につきまして、ちょうど2ページ目の3分の2ぐらいのところにある箱になりますが、音声

伝送バスケットについては94.4、加入者回線バスケットについては101.9という指数を設定するものであります。本件については、3月23日に開催されました本部会への諮問後、意見募集を経た上で、5月9日に開催した基本料等委員会において検討を行いました。

意見公募の期間は3月24日から4月23日まででしたが、意見公募において提出された意見はございませんでしたので、この検討に従って1ページのとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は諮問のとおり設定することが適当と認められるという内容で、報告書を取りまとめております。

以上でございます。

○新美部会長　　ありがとうございました。

それでは、藤野サービス課長から何かございますでしょうか。

○藤野料金サービス課長　　ありがとうございます。ご紹介するご意見もなかったのですが、ご審議をお願いしたいと思います。

○新美部会長　　それでは、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

それでは、特段ご意見はございませんようですので、諮問第3102号につきましては、お手元に配られております答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　　ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

## （2）諮問事項

### ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3104号】

○新美部会長　　答申につきましては以上でございます、続きまして諮問案件に移りたいと存じます。

諮問第3104号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、総務省からご説明をよろしくお願いたします。

○大塚料金サービス課企画官　　では、お手元の資料87-3に基づきまして、諮問第3104号についてご説明させていただきます。

1ページ目が、諮問書でございます。諮問の概要につきましては、2ページに基づきま

してご説明させていただきます。

2 ページ、I 概要の部分でございますけれども、最初の段落でございますとおり、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出、公表等の義務が電気通信事業法第34条により課されてございます。具体的な接続約款の記載事項につきましては、電気通信事業法施行規則第23条の9の5によって定められてございます。

今回の省令改正は、この接続約款記載事項につきまして、第二種指定電気通信設備設置事業者がネットワーク管理において不当な差別的取り扱いを行わないことを追加したいというものでございます。

概要の2段落でございますけれども、昨年12月から本年4月にかけて、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会を開催させていただきまして、提言を頂戴しております。

この検討会の中で、MVNO等、事業者の方々等々からお話を伺ってございますけれども、一部のMVNOの方からは、第二種指定電気通信設備設置事業者のサブブランド、あるいは関連MVNOと同等の伝送速度を実現するためには、ユーザー当たりでかなりの帯域幅を確保する必要があり、現在のMVNOの料金では提供ができないとのご指摘がございました。

データ伝送サービスの伝送速度につきまして、仮に第二種指定電気通信設備設置事業者がトラフィックの扱いを不当に差別的に扱うことになると、MVNOとの間の伝送速度における競争条件が公正性を損なうことになりかねないとされてございます。

これを受けまして、今後、不当な差別的取り扱いが行われないということを民事的に担保するために、不当な差別的取り扱いを行わないという旨を接続約款に記載するよう、この施行規則を改正することを提案させていただいているものでございます。

2 ポツの改正内容、具体的な内容でございますけれども、第二種指定電気通信設備設置事業者が、ネットワーク管理におきまして、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取り扱い及び通信の内容による不当な差別的取り扱いを行わない旨を接続約款記載事項とするという内容でございます。

省令改正案の内容、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 第二種指定電気通信設備の接続と競争の話ですが、ルールをつくったころは、主にMNO同士の接続を中心に競争ルールを設計していったと思います。やはり携帯電話市場がこれだけ大きくなって、かつ、MVNOとか新しい競争の形態が増えてきたのですから、市場の実態に合わせて、必要な競争ルール整備に関しては対応進めていくべきだと思います。そういう意味では、この提案は結構だと思っています。まだ足りないところがあれば、これからも引き続き対応していただきたいと思います。

○新美部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問がございましたら、どうぞお願いします。

それでは、山下委員、お願いします。

○山下委員 意見ですけれども、諮問資料の別添の「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 報告書」で拝見するように、非常に多くの論点が出ているところ、さまざま解消される、あるいは改善されるということであれば、大変望ましいと思います。

○新美部会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うこととしたいと思います。

本件に関する意見招請は2回実施することとし、1回目の意見招請は5月26日、明日から6月25日までといたしたいと存じます。

その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討をしていただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。

それでは、ご承認いただいたということですので、その旨を決定することとしたいと存じます。

イ 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3105号】

○新美部会長　それでは、諮問案件2件目でございますが、諮問第3105号、事業用電気通信設備規則の一部改正について、総務省からご説明をよろしく申し上げます。

○荻原電気通信技術システム課長　それでは、資料87-4に基づいて、ご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目は諮問書でございます。本件は、電気通信事業法第169条第4号の規定に基づきまして、電気通信事業法第41条第1項、第2項及び第4項の規定による省令委任事項を定めるために、事業用電気通信設備規則の一部改正について諮問するものでございます。

電気通信事業法第41条は、電気通信事業者のネットワーク設備に対する技術基準適合維持義務を規定している条文でございます。具体的な技術基準が省令委任事項として、事業用電気通信設備規則で定められているという関係でございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいと思います。ここから今回の諮問の概要になりますけれども、スライドをご用意しておりますので、これ以降、ページ番号を右上のスライド番号で申し上げます。

まず、背景でございますけれども、上の枠でございますように、NTTは、現在提供している加入電話サービスに用いられています中継交換機、それから、信号交換機が、2025年ごろに維持限界を迎えるということを踏まえまして、2015年11月に、公衆交換電話網、いわゆるPSTNをIP網に移行するという構想を発表しております。

移行イメージは下図をご覧くださいと思います。現在の加入電話というのは、一番左側になりますけれども、メタルのアクセス網を通じまして加入者交換機に接続して、それから、中継交換機、信号交換機を通じて通話ができるというような形になっています。また、ほかの事業者とは相互接続交換機を通して接続しております。

右側が、IP網への移行後の図ですが、今回は、コア網をIP網に移行することとしまして、メタルのアクセス網は継続してそのまま利用することとなります。これによりまして、利用者はアナログ用の電話機を引き続き利用することができます。この移行後の電話サービスを、メタルIP電話と呼んでいるところでございます。

1枚めくっていただきまして、スライド番号でいきますと2ページ目になりますけれども、IP網への移行後の「電話を繋ぐ機能」についてのご説明をさせていただきます。

左側の図でございますように、現状、PSTNは電話サービスを提供する各事業者間の「ハブ機能」を提供しているという格好になっておりまして、各事業者は各都道府県に設

置された相互接続交換機に接続することによりまして、事業者をまたぐ音声通話が可能になっているということでございます。

一方、右側の図でございますように、IP網への移行後におきましては、PSTNがなくなるということで、PSTNを介さない新たな形での事業者間の「電話を繋ぐ機能」を実現していくことが必要になるということでございます。

1枚めくっていただきまして、スライド番号3番でございますけれども、これまでの検討状況につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

2015年11月にNTTによる構想が発表された後、固定通話網PSTNが我が国の基幹的な通信インフラであるということ踏まえまして、上段の線表になりますけれども、2016年2月から情報通信審議会電話網移行円滑化委員会において、IP網に移行するに当たっての課題についてご審議いただき、昨年3月に一次答申として、「移行後のIP網のあるべき姿」を取りまとめていただきました。

その後、IP網への移行工程ですとか、あるいはスケジュール、それから、一次答申のときに整理された個別課題について引き続きご審議いただきまして、同年9月に二次答申として、「最終形に向けた円滑な移行の在り方」を取りまとめていただいております。

さらに、下段の線表になりますけれども、こういった議論を受けまして、並行するような形になりましたが、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会におきまして、メタルIP電話に使用する設備の技術基準の検討を行ってまいりました。昨年7月に一部答申として、「固定電話網の円滑な移行等に向けた電気通信設備に係る技術的条件」ということで、メタルIP電話等の技術的条件を取りまとめていただいたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、答申の主なポイント、特に今回の諮問に関連する部分を抜粋して、簡単にご紹介させていただきます。スライド番号4番になります。

まず、メタルIP電話の品質・信頼性についてご議論いただきました。これにつきましては、利用者に対して現在の加入電話と同等水準の固定電話サービスが安定的に提供されるように、通話あるいは接続の品質、それから、損壊・故障対策などの技術基準につきまして、メタルIP電話においても現在の加入電話と同等水準を維持することが適当という指摘をいただいているところでございます。

2つ目でございますけれども、IP網移行後の事業者間の「電話を繋ぐ機能」につきましては、電話サービスの基盤となる設備ということを考えて、「繋ぐ機能POIビル」

を東京、大阪に設置することとした上で、その電気通信設備に対しては、故障時における他の設備への切替機能や、あるいは、長時間停電を考慮した停電対策などが技術基準として必要であるという内容のご指摘をいただいているところでございます。

3つ目、緊急通報につきまして、PSTNでは、通報者が通話を終了させようとしたとしても、緊急機関側が通話を終了しない限り通話が継続される、いわゆる回線保留機能が実現されております。一方、IP網では、回線保留機能を実現することは困難ということでございまして、メタルIP電話では、緊急機関からコールバックをすることが必要になります。ただ、回線保留のように通話が継続されるものではありませんので、コールバックにするかわりに、5つの機能を具備することが適当であるところのご指摘をいただいております。

具体的には、下に米印で書いてございますけれども、110番、119番、118番からコールバックしたとき、その番号が表示される機能、あるいは、通報者の電話がコールバックを転送しないようにする機能、あるいは、着信拒否を解除する機能、それから、通報者が切った後に第三者にすぐかけてしまうことがあるということで、それを一定時間制限する機能、さらにコールバックを災害時優先通信として取り扱う機能、この5点を具備するべきとされています。

1枚めくっていただきまして、スライドの5枚目でございますが、今回諮問させていただく省令や告示の改正の概要でございます。まず、諮問事項といたしましては、事業用電気通信設備規則の一部改正ということでございます。今ご説明させていただいた、答申のポイントが3点ございましたけれども、その3点について改正をさせていただきたいと考えています。

あわせて、下に諮問対象外の事項ということでございますが、本改正に伴いまして、電気通信事業法施行規則、それから、告示になりますが、事業用電気通信設備規則の細目を定める件、通信品質の測定条件を定める件、この3点について所要の規定の整備をするということでございます。

施行日については、公布の日から施行と想定しているところでございます。1枚めくっていただきまして、スライドでいきますと、右肩6ページ目でございますけれども、まず、簡単に内容についてご説明申し上げます。事業用電気通信設備規則の一部改正につきましては、メタルIP電話用の設備の技術基準に係る規定の整備ということになりますが、これについては、現行のアナログ電話の設備に適用している損壊・故障対策等の規定がご

ございますが、それらの規定をそのまま適用するということに加えまして、箇条書きで①に書いてございます4点について、I P 網に移行することによって新たに追加するものです。基本機能として、ファクシミリの送受信に係る規定、通話の総合品質、ネットワーク品質、安定品質と、それぞれ品質に係る規定を追加しようとするものでございます。

次に、「電話を繋ぐ機能」に係る安全・信頼性を確保するための規定の整備といたしまして、②でございますけれども、「電話を繋ぐ機能」を担う設備の複数地域への分散設置に係る義務規定、それから、一方の「電話を繋ぐ機能」を担う設備が機能停止してしまったときに、もう一方の設備に切り替えることができるという義務規定、それから、切り替えたときに、通常時のトラヒックを他の一方の設備のみで処理できるだけの設備容量の確保の努力義務規定、それから、大規模災害が起きたときのための、長時間にわたって停電により停止した場合の停電対策を努力義務規定として追加しております。

3点目といたしましては、先ほどの緊急機関からのメタルI P 電話のコールバックに関する5機能を追加しているというものでございます。

1枚めくっていただきまして、7ページ目でございますけれども、こちらは、先ほど申し上げた諮問対象外の事項になりますけれども、1点目は、電気通信事業法施行規則の一部改正といたしまして、先ほど申し上げたメタルI P 電話用設備の技術基準の追加に伴いまして、今、規定しております自己確認の届出の中の届出事項を追加するというものが1点でございます。

2点目でございますけれども、メタルI P 電話の音声品質について、具体的な基準値を規定するというものでございまして、既存のI P 電話の基準と同等の基準を規定しております。

3点目に関しましては、音声品質の技術基準の追加に伴いまして、その測定方法を規定するという告示でございます。

これらの改正につきましても、事業用電気通信設備規則の改正とあわせて意見募集を実施していただければと考えているところでございます。

最後に、1枚おめくりいただきまして、8ページ目、今後のスケジュールについてでございますけれども、諮問させていただいた後、明日5月26日から意見募集を行いまして、7月上旬ごろを想定してございますけれども、改正が適当であるという答申をいただければ、その1カ月後、8月上旬ごろに公布・施行させていただくようなイメージで考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。技術の変遷に従って必要な手当てをしなければいけないということでの諮問でございます。特にご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

特になければ、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容及び関連する省令案等につきまして、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告して、広く意見の募集を行うこととしたいと存じます。

本件に関する意見招請は、明日5月26日から6月25日、月曜日までといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　　ありがとうございます。それでは、その旨、決定することとさせていただきます。

○新美部会長　　以上で、本日予定している議案については全てご審議いただきました。これにて終了ということにしたいと思いますが、全体を通じて、委員の皆様から何かご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございましたら、ご連絡をよろしく願います。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　事務局から、次回の電気通信事業部会は、6月29日、金曜日の開催を予定してございます。詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

○新美部会長　　ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉　　会